

北海道経営発展支援事業補助金交付事務取扱要領

令和4年7月13日付け技普第693号農政部長通知
改正 令和5年5月11日付け技普第227号農政部長通知
改正 令和6年4月1日付け技普第1825号農政部長通知

第1 趣旨

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱(1)」という。）別表の1「経営発展支援事業」、新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱(2)」という。）別表の6「初期投資促進事業」及び新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱(3)」という。）別表の2「初期投資促進事業」に関する事業計画書の認定及び変更手続並びに補助金の交付については、実施要綱(1)、実施要綱(2)、実施要綱(3)、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

第2 事業の内容

実施要綱(1)別表の1「経営発展支援事業」、実施要綱(2)別表の6「初期投資促進事業」及び実施要綱(3)別表の2「初期投資促進事業」の取組への支援とする。

第3 助成額

- 1 本事業の交付対象者の補助対象経費は、実施要綱(1)（別記1）の第5の2の（1）、実施要綱(2)（別記6）の第5の2の（1）及び実施要綱(3)（別記2）の第5の2の（1）の取組に必要な経費とし、国の支援は補助率1/2、道の支援は補助率1/4を超えない範囲とする。また、補助対象事業費の上限額は500万円とする。
- 2 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、夫婦合わせて、1の補助対象上限額に1.5を乗じて得た額を上限額とする（千円未満は切捨て）とする。
 - ア 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
 - イ 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること。
 - ウ 夫婦共に目標地図又は人・農地プランに位置付けられた者等となること。
- 3 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが目標地図又は人・農地プランに位置付けられた者等に限る。）のそれぞれに対して1を適用して合算した額又は1,000万円のいずれか低い額を上限額とする。

なお、令和5年度以前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

第4 事業計画の承認

- 1 事業実施主体は、当該年度の事業計画を作成し、別に定める日までに市町村経営発展支援事業

計画（実施要綱(1)（別記1）別紙様式第10号）又は市町村初期投資促進事業計画（実施要綱(2)（別記6）別紙様式第10号又は実施要綱(3)（別記2）別紙様式第10号）により総合振興局長若しくは振興局長（以下「総合振興局長等」とする。）に提出し、その承認を受けるものとする。また、事業実施主体は、実施要綱(1)（別記1）の第9の2の（2）のア、実施要綱(2)（別記6）の第9の2の（2）のア及び実施要綱(3)（別記2）の第9の2の（2）のアのポイント付けについて、関連する書類の確認等に協力するものとする。

- 2 総合振興局長等は、1により提出のあった事業計画の承認を行う場合は、あらかじめ、農政部長に協議するものとする。
- 3 2により承認を受けた事業実施主体は、実施要綱(1)（別記1）の第8の2、実施要綱(2)（別記6）の第8の2及び実施要綱(3)（別記2）の第8の2に基づき交付対象者に対し経営発展支援事業計画等、又は初期投資促進事業計画等（以降、計画等）を承認した後、当該計画等を総合振興局長等へ提出することとする。

第5 事業計画の変更

- 1 事業実施主体は、承認を受けた事業計画について、別表に掲げる重要な変更をするときは、第4の例により事業計画の変更の手続を行うものとする。
- 2 事業内容の変更で1に該当しない場合にあつては、総合振興局長等に報告するものとし、報告を受けた総合振興局長等は、農政部長に報告するものとする。

第6 助成措置

- 1 総合振興局長等は、事業を実施するのに要する経費に充てるため、第4により事業計画の承認を受けた事業実施主体に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することができるものとする。
- 2 補助対象事業、補助対象経費及び補助率等については、別表のとおりとする。

第7 事業の(交付決定前)着手

- 1 事業の実施については、交付規則第4条の補助金の交付の決定後に着手するものとする。ただし、やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、第4の事業計画の承認後、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届を別記第1号様式（以降、本要領における別記様式は、初期投資促進事業を実施する場合、「経営発展支援事業」とある部分について、「初期投資促進事業」と読み替えるものとする。）により、総合振興局長等に提出するものとする。
- 2 1のただし書により交付決定前に事業に着手する場合、事業実施主体は第4の事業実施計画の承認を受けてから着手するものとする。
また、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失は自らの責任とすることを了知のうえ行うものとする。
- 3 総合振興局長等は、1により交付決定前着手届の提出を受けた場合は、その必要性を検討のうえ、当該届の写しを添えて農政部長に報告するものとする。

第8 補助金の交付申請

- 1 事業実施主体が補助金の交付を受けようとするときは、農政第1号様式（昭和49年北海道告示

第809号に定める様式をいう。以下「農政第〇号様式」において同じ。)の補助金等交付申請書に、次に掲げる関係書類を添えて、別に定める日までに、総合振興局長等に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（農政第2号様式）
 - (2) 補助金等交付申請額算出調書（農政第14号様式）
 - (3) 経費の配分調書（農政第18号様式）
 - (4) 事業予算書（農政第20号様式）
 - (5) 市町村経営発展支援事業計画の写し、又は市町村初期投資促進事業計画の写し
- 2 事業実施主体は1の申請書を提出するに当たって、交付対象者の納税対応状況について別記第2号様式の納税対応状況申出書を併せて提出するものとする。
- 3 事業実施主体は1の申請書を提出するにあたって、消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減じた金額の範囲内で交付申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

第9 補助金の交付の決定

- 1 総合振興局長等は、第8の1により提出された申請書等を交付規則第4条に基づき審査の上、その内容を適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をし、別記第3号様式により事業実施主体に通知するものとする。
- 2 総合振興局長等は、事業実施主体が第8の3のただし書きにより消費税等仕入控除税額を減じないで補助金の交付の申請を行った場合には、1の指令書に定める条件のほか、次に掲げる条件を追加するものとする。
 - (1) 事業実施主体は、交付規則第14条の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - (2) 事業実施主体は、実績報告後に消費税及び地方消費税の確定申告により各交付対象者の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第4号様式により、その金額（実績報告において、(1)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。
- 3 総合振興局長等は、交付規則第6条第2項の規定による補助金の交付をしないことを決定したときは、別記第5号様式により事業実施主体に速やかに通知するものとする。

第10 補助事業の内容等の変更等

- 1 事業実施主体は、補助事業の内容等について、別表に掲げる重要な変更をするときは、農政第21号様式の補助事業等変更承認申請書に第8の1に掲げる関係書類を添えて、総合振興局長等に申請するものとする。

- 2 総合振興局長等は、1の変更承認申請書を審査の上、承認するときは、別記第6-1号様式又は別記第6-2号様式により事業実施主体に通知するものとする。

第11 補助事業の中止又は廃止

- 1 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときには、農政第23号様式の補助事業等中止（廃止）承認申請書に関係書類を添えて、総合振興局長等に対し申請するものとする。
- 2 総合振興局長等は、1の申請に係る承認又は不承認について、別記第7号様式により事業実施主体に通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の承認又は不承認を通知するに当たっては、申請書の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

第12 補助事業の執行の遅延又は不能

- 1 事業実施主体は、補助事業が予定期間内に完了しないことが明らかになったとき又はその執行が困難となったときには、農政第24号様式の補助事業等執行遅延（不能）報告書及び別記第8号様式を総合振興局長等に提出し、その指示を受けるものとする。
- 2 総合振興局長等は、1の報告に基づき事業実施主体に対して事業遂行の指示をするときには、別記第9号様式により行うものとする。
- 3 総合振興局長等は、2の事業遂行を指示するに当たっては、報告書等の写しを添えてあらかじめ農政部長と協議するものとする。

第13 補助事業の事情変更

- 1 総合振興局長等は、補助金の交付の決定後の事情変更により特別の必要が生じたときには、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができるものとする。

(1) 補助金の交付の決定の全部又は一部の取消し

次の様式で事業実施主体に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第10-1号様式	別記第10-2号様式
一部の取消し	別記第10-3号様式	別記第10-4号様式

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件の変更

別記第10-5号様式で事業実施主体に通知するものとする。

- 2 総合振興局長等は、1の(1)により補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第14 補助金の概算払の申請

- 1 事業実施主体は、補助金の概算払を受けようとするときは、農政第25号様式の補助金等概算払申請書に関係書類を添えて、総合振興局長等に提出するものとする。ただし、第8の3により補助金等交付申請時に消費税等仕入控除税額を減じて申請を行った概算払申請額は、消費税等仕入控除税額を減じて計算した額とするものとする。

- 2 総合振興局長等は、1により提出された申請書を審査の上、概算払の必要があると認めるときは、当該概算払の決定を行い、別記第11-1号様式により事業実施主体に通知するものとする。
- 3 総合振興局長等は、概算払いの必要がないと認められるときは、別記第11-2号様式により概算払をしない理由を付して事業実施主体に通知するものとする。

第15 補助事業の事業遂行状況の報告

- 1 事業実施主体は、補助金の交付決定があった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、別記第8号様式により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに総合振興局長等に提出するものとする。
- 2 総合振興局長等は、1により提出のあった事業遂行状況報告書の写しを当該四半期の最終月の翌月20日までに農政部長に提出するものとする。

第16 事業の遂行命令

- 1 総合振興局長等は、事業実施主体が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときには、別記第12-1号様式で当該事業実施主体にその遂行を命ずるものとする。
- 2 総合振興局長等は、事業実施主体が1の命令に従わないときには、別記第12-2号様式で事業実施主体に補助対象事業の一時停止及び是正措置を命ずるものとする。
- 3 総合振興局長等は、事業実施主体が2の命令に従い是正措置を講じたときには、別記第12-3号様式で事業実施主体に一時停止の解除を通知するものとする。
- 4 総合振興局長等は、事業実施主体が2の命令に従わないときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとし、次の様式で事業実施主体に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第10-1号様式	別記第10-2号様式
一部の取消し	別記第10-3号様式	別記第10-4号様式

- 5 総合振興局長等は、4により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第17 機械導入・施設工事等の実施

- 1 本事業における機械・施設等の導入や事業により導入した機械・施設等（家畜等、本事業により導入したものを対象とし、別記様式においては導入内容に応じて適宜読み替え、当該内容を括弧書きで補足し用いることとする。以下同じ。）の管理運営等において必要な諸手続は、この要領に定めるもののほか、「農地利用効率化等支援交付金実施要綱」（令和4年3月30日付け3経営第3156号農林水産事務次官通知。以下「農地利用効率化実施要綱」という。）を準用するものとする。
- 2 事業実施主体は、1により農地利用効率化実施要綱第8の2、3及び4に定める届出等があった場合は、必要な指導及び調整等を行うとともに、総合振興局長等に報告し、必要に応じその指示を受けるものとする。
- 3 事業実施主体は、交付対象者による機械の導入が完了したとき又は施設工事等が完了したときには、別記第13号様式の補助事業に係る機械導入完了報告書又は農政第200号様式のしゅん功届

に關係書類を添えて、総合振興局長等に提出するものとする。

- 4 総合振興局長等は、事業実施主体から前項の機械の導入完了又は施設工事完了等の報告を受けた場合、完了検査等を行うものとする。なお、検査結果については別記第14号様式の機械導入・施設工事完了検査調書で明らかにするものとする。
- 5 総合振興局長等は、完了検査等を実施した後、3による機械導入完了報告書又は農政第200号用式の写しと完了検査調書等關係書類を添えて、農政部長に提出するものとする。

第18 補助事業の実績報告及び補助金の額の確定

- 1 事業実施主体は、補助事業が完了したとき又は道の会計年度が終了したときは、農政第28号様式の補助事業等実績報告書に、次に掲げる關係書類を添えて、補助事業完了の日から30日以内又は翌年度の4月5日までのいずれか早い日までに総合振興局長等に提出するものとする。

また、道の会計年度が終了したときに行う実績報告には、併せて翌年度以降における事業実施計画書を添付するものとする。

- (1) 事業実績書（農政第2号様式）
- (2) 経費の配分調書（農政第18号様式）
- (3) 補助金等精算書（農政第29号様式）
- (4) 事業精算書（農政第31号様式）
- (5) 市町村経営発展支援事業計画の写し、又は市町村初期投資促進事業計画の写し
- (6) 交付対象者実績報告兼助成金支払請求書（実施要綱(1)（別記1）別紙様式第3号
又は実施要綱(2)（別記6）別紙様式第3号又は実施要綱(3)（別記2）別紙様式第3号）

- 2 総合振興局長等は、1の補助事業等実績報告書の提出を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第15号様式により事業実施主体に通知するものとする。

- 3 総合振興局長等は、補助金の額の確定に伴い、既に確定額を超える補助金が交付されているときには、別記第16号様式により事業実施主体にその超過額の返還を命ずるものとする。

- 4 1から3までの規定は、第11の規定に基づき、補助事業を廃止した場合も同様とする。この場合にあつては、1の「補助事業完了の日」を「補助対象事業廃止の承認を受けた日」と読み替える。

- 5 総合振興局長等は、補助金の額を確定したとき又は道の会計年度が終了したときは、当該補助金に係る交付状況を取りまとめ、別記第17号様式の補助金交付状況報告書に1の補助事業等実績報告書の写しを添えて、速やかに農政部長に報告するものとする。

第19 補助金の交付の決定の取消し及び補助金の返還

- 1 総合振興局長等は、次のいずれかに該当する場合には、第9の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのに補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告により補助金等を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金

その他の助成を含む。)を重複して受領したとき。

- (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

- 2 総合振興局長等は、1について次の様式で事業実施主体に通知するものとする。

	取消しに係る部分の返還金なし	取消しに係る部分の返還金あり
全部の取消し	別記第10-1号様式	別記第10-2号様式
一部の取消し	別記第10-3号様式	別記第10-4号様式

- 3 総合振興局長等は、2により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消そうとするときには、あらかじめ農政部長と協議するものとする。

第20 帳簿及び書類の備え付け

事業実施主体は、実施要綱(1) (別記1) の第8の8の(1) 又は実施要綱(2) (別記6) の第8の8の(1) 又は実施要綱(3) (別記2) 第8の8の(1) に定める帳簿等関係書類を、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

第21 補助事業者等に対する調査等

総合振興局長等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、交付規則第23条の2により事業実施主体等に対し、報告を求め、又はその職員に、帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

附則

- 1 この要領は、令和4年7月13日から施行する。
- 2 1の規定にかかわらず、この要領は令和4年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要領は、令和5年5月11日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙様式については、改正後の本要領を適用する。

附則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から適用する。
- 2 改正前の本要領の規定に基づき実施している事業に対する本要領の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の別紙様式については、改正後の本要領を適用する。

別表（第5、6、10関係）

区分（事業内容）	事業実施主体	補助対象経費	補助率等	重要な変更
				事業の内容変更
1 経営発展支援事業	市町村 ただし、本事業を実施できる市町村は、実施要綱(1)（別記1）の第8の7に定めるサポート体制を構築している市町村に限る。	事業内容（実施要綱(1)（別記1）の第5の2に示された事業に限る。）の取組に要する経費	定額 3/4以内 （・国費 1/2 以内、 道費 1/4 以内 ・上限額は 500 万円）	<ul style="list-style-type: none"> ・区分の新設又は廃止 ・補助金額の増 ・補助金額の 30%を超える減 ・新規就農者数に関する目標 ・推進事業費の増加
2 初期投資促進事業	市町村 ただし、本事業を実施できる市町村は、実施要綱(2)（別記6）の第8の7又は実施要綱(3)（別記2）の第8の7に定めるサポート体制を構築している市町村に限る。	事業内容（実施要綱(2)（別記6）の第5の2又は実施要綱(3)（別記2）の第5の2に示された事業に限る。）の取組に要する経費	定額 3/4以内 （・国費 1/2 以内、 道費 1/4 以内 ・上限額は 500 万円）	
3 推進事業	市町村 ただし、本事業を実施できる市町村は、実施要綱(1)（別記1）の第8の7又は実施要綱(2)（別記6）の第8の7又は実施要綱(3)（別記2）の第8の7に定めるサポート体制を構築している市町村に限る。	事業内容の取組に要する経費（実施要綱(1)（別記1）の別表2⇐又は実施要綱(2)（別記6）の別表2又は実施要綱(3)（別記2）の別表2に示された経費に限る。）	定額	